

国民健康保険制度等に関する提言・要望

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 高齢者医療制度改革について

- (1) 後期高齢者医療制度を廃止して新たな高齢者医療制度を創設するに当たっては、被保険者をはじめ現場に混乱をもたらさないためにも、運営主体を以前の市町村単位に後戻りさせることはあってはならず、その改革の方向としては、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向けて、国または都道府県を保険者とする国保制度の再編・統合等を行うこと。
- (2) 後期高齢者医療制度の廃止に伴い、国保制度の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。
- (3) 新制度発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保するとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

2. 国民健康保険制度について

- (1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図るとともに、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。
特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充するとともに、国保財政安定化支援事業については、実態に即した見直しを行うこと。
また、保険財政共同安定化事業の拠出金が交付金を上回る場合、差額を補てんするなど所要の措置を講じること。
- (2) 制度改革等に伴う国保財政への影響を考慮し、電算システム経費等について必要な財政措置を講じるとともに、十分な準備期間を設けること。
- (3) 国保保険料(税)の統一的な減免制度を創設し、十分な財政措置を講じること。
- (4) 被保険者間の負担の公平を確保するため、連帯納税義務化など実効ある保険料収納対策を講じること。

- (5) 国保保険料(税)の収納率による普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (6) 各種医療費助成制度等市町村単独事業の実施に伴う療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を廃止すること。
- (7) 後期高齢者医療制度の創設に伴い実施している国保保険料(税)の軽減等について、十分な財政措置を講じること。
- (8) 介護保険料及び後期高齢者支援分の負担により、保険料(税)収納率の低下等を招く恐れがあることから、国保運営に更なる支障が生じることのないよう、十分な財政措置を講じること。
- (9) 特定健康診査・保健指導について
 - ① 市町村国保に義務付けられている特定健康診査・保健指導に係る人件費、電算システム経費等について、地域の実態に即した十分な財政措置を講じるとともに、保健師等の人材が確保できるよう、適切な支援策を講じること。

また、特定健康診査・保健指導については、地域の実態を踏まえ適切に実施できるよう対策を講じるとともに、市町村国保と被用者保険との円滑な連携の仕組み等を整備すること。

なお、特定健康診査の検査項目について検証すること。
 - ② 特定健康診査・保健指導の実施率等による後期高齢者医療支援金の加算・減算措置を撤廃すること。
- (10) 70歳から74歳までの高齢者に係る医療費の一部負担割合引上げ凍結に伴う高額療養費負担増について、財政措置を講じること。
- (11) 被保険者の資格情報等について、被用者保険の保険者が資格喪失の情報を国保保険者に通知するとともに、それに基づき職権処理できるよう制度化すること。
- (12) 精神・結核の保険優先化に伴う国保財政の負担増について、財政措置を講じること。
- (13) 医療費適正化対策を推進するため、都市自治体が実施している健康対策への財政支援を充実するとともに、医療関係者等に対し、実効あるジェネリック医薬品の更なる普及促進策を講じること。
- (14) 資格を喪失した被保険者の受診に伴う過誤調整について、被保険者を介さず保険者間において直接処理できるよう措置を講じること。

(15) 葬祭費に対する財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

(1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置等について平成 23 年度以降も引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、被保険者及び地方の意見や実情を十分に踏まえるとともに、速やかな情報提供と十分な準備期間の設定を行うこと。

(2) 平成 24 年度保険料改定において保険料増が見込まれる場合、国の責任において十分な財源措置を講じること。

(3) 健康診査・保健指導等について、十分な財政措置を講じるとともに、より被保険者に相応しいものとする。

(4) 不均一課税の対象となっている離島など医療確保が困難な地域に対し、医療費の地域格差の特例に基づく不均一課税に対する財政措置等を講じること。